

意見提出の概要と市の考え方

項目	概要	数	該当箇所		市の考え方
動物総合センター設置	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ではなく、動物総合センターに関わる人達の意見を大切にしていきたい。 ・市民の気持ちに寄り添う動物総合センターであることを望む。 	2	第1章 P 5	人と動物が共生したより良い社会を目指して	今後の取組の参考にさせていただきます。
適正飼養に関する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・動物総合センターの活動をより広く知らせる積極的な活動を望む ・去勢避妊の重要性や必要性を説き、もっと人と愛玩動物の関わり合いを高める教育的活動を望む ・野良猫や飼育猫の避妊去勢キャンペーンのような去勢避妊の重要性や必要性を説き、もっと人と愛玩動物の関わり合いを高める教育的活動を行っていただきたい。 ・現在の社会に適したペットの飼い方を認識していない市民に周知する機会が必要 	4	第2章 愛護動物の適正飼養の推進 P 8	1 動物愛護精神の普及啓発	今後の動物愛護精神の普及啓発の際、参考にさせていただきます。
地域猫活動を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・外にいる猫を地域猫として、手術して増やさないようなシステムを望む。 	1	第2章 P 8	2 適正飼養の推進	助成金については、一時的に所有者のいない猫を減らす効果はありますが、現状に対する対処的な解決法に過ぎません。そのため、動物総合センターでは、根本的な原因解決に向けて、適正飼養の普及啓発を行うとともに、猫の避妊措
不妊手術の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・飼い主による飼育動物の遺棄やセンターへの持ち込み、野良猫を減らすために不妊手術の助成金を希望する。 	3			

					置モデル事業を継続実施していきます。
動物愛護団体の活用	<ul style="list-style-type: none"> 動物に関する困り事などを市民・動物総合センター・(登録してある)動物ボランティア団体で解決に向けての協働の推進を提案する。 各団体の得意分野を見極めて多数の団体と協働して多くの力で市民の困り事解決につなげましょう。 	2			今後の動物愛護ボランティアと協働する際の、参考にさせていただきます
学校飼育動物の適正飼養	<ul style="list-style-type: none"> 学校飼育動物は禁止してほしい。 	2	第2章 P 9	3 学校飼育動物に対する取組	希望する小学校には、岡崎市獣医師会と協働し、「学校飼育動物飼い方教室」を実施し、引続き動物愛護精神の涵養と、学校飼育動物の適正飼育の推進を行います。
命の授業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 命の授業を行ってほしい。 	1			
動物総合センターにおける安楽死	<ul style="list-style-type: none"> 処分方法を愛知県に委託するのではなく、動物総合センターで睡眠薬後の安楽死にしてほしい。 	2	第2章 P 10	4 犬・猫の処分数減少への取組	公園内での動物の殺処分は条例で禁止されているため、動物総合センター内での殺処分は原則できません。
シェルターの設置	<ul style="list-style-type: none"> 殺処分をやめるため、外にいる猫のためのシェルターを作ってほしい。 少しでも多くの野良犬野良猫が優しい飼い主さんと巡りあえるように、保護スペースの確保とネット活用をしてほしい。 シェルターを作って保護して、里親募集をしてほしい。 相続主のいない家や休眠している土地 	6			保護シェルター施設については、一時的に殺処分を減らす効果はありますが、現状に対する対処的な解決法に過ぎません。そのため、動物総合センターでは、根本的な原因に対する課題についての「適正飼養と適正譲渡」を基本とし、シェルターの設置については検討課題とします。

	<p>などの利活用として保護シェルターの設置をしてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護猫、保護犬のシェルターを作ってほしい。 ・さくら猫用のテナハウスを決められた場所においてほしい。 				
殺処分ゼロ	<ul style="list-style-type: none"> ・他市同様、殺処分ゼロにしてほしい。なぜ岡崎市ではやらないのか。 ・慣れない子、病気の子以外は処分しないでほしい。 ・「犬猫の殺処分ゼロ」を岡崎市として目指し、その旨を明文化してほしい。 ・野良犬野良猫などの殺処分ゼロを積極的に目指してほしい。 ・殺処分ゼロでお願いしたい。 	5			「適正飼養と適正譲渡」を基本として対応していくことで、殺処分頭数の減少を目指していきたいと考えています。また、市民への適正譲渡の他、一般譲渡が難しい犬猫については動物愛護団体への譲渡も継続して行います。
避難所におけるペットとの同居 災害時の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市または動物総合センターのホームページ等でわかりやすい形で避難所の情報を教えてほしい。 ・飼い主との同室での避難可能なら迷わず早めに避難できる。 ・災害時の避難の際、同行避難にしてほしい。 	3	第2章 P11	7 災害に対する取組	災害時における避難所でのペットの受け入れ体制を構築します。
高齢者用施設の運営の検討	動物と暮らせる高齢者用施設の運営を検討する機会が欲しい。	1		その他動物愛護	今後の取組の参考にさせていただきます。
アニマルセラピーの実施の	アメリカの高齢者用施設では、ペットの滞在が認められていたり、セラピーの一	1			

検討	環として施設で動物を飼っている場合がある。				
環境教育	小学生の内から1週間に1時間は田畑を実際に作らせる教育の必要性を感じる。	1	第2章 野生動物と共生する社会の実現 P23	1 人と動物との関係を楽しみながら学習する場の提供	今後の取組の参考にさせていただきます。
野生動物対策	“野生動物と共生する社会の実現”の“具体的取組”の“4農作物被害の減少対策”において、“今後の展開”に書かれている“山奥の耕作放棄地に果樹を植えて餌場を造ることで鳥獣被害対象動物を誘引し、本来生息すべき山に戻します。”の部分について、神奈川県では平成元年度から“野猿の郷整備事業”として2306haの野猿保護管理地区を設定し、食餌木の植栽保育やニホンザルの誘引、行動域遮断のための電気柵の設置、下草刈りなどの植生改善事業を実施しました。しかし平成16年度に、計画の実現可能性が困難で事業は断念されています。結果的には12種3万2000本の植栽が行われたのですが、木の生育がうまく行かず、群れの誘引が出来たとしても定着は	1	第2章 P24	4農作物被害の減少対策	本市では、平成23年度から国の鳥獣被害防止総合対策事業により侵入防止柵を設置し、鳥獣害対策を推進してきました。経年的に被害状況を考察しますと、当然のことながら、侵入防止柵を設置した地区から設置していない地区へと移動している状況であり、結果として、山間地域から市街地辺縁部における農作物被害・生活被害が拡大しています。 中山間地域にお住いの皆さんは、侵入防止柵で自己防衛しながら、野生鳥獣と共生していく考えがある一方で、都市部住民の皆さんは、目撃しただけで大事件となっているのが現状です。 “山奥の耕作放棄地に果樹を植えて餌場を造ることで鳥獣被害対象動物を誘引し、本来生息すべき山に戻します。”の取組は、こういった現状を打破する一つの手法として、今年度から取組を始めたところです。

	<p>困難な状況で、被害の軽減や棲み分けは出来ず、16年もの歳月と莫大な予算をかけ失敗に終わっています。</p> <p>岡崎市内にはニホンザルをはじめとした多種の野生動物が全域に生息し、様々なところで鳥獣被害が発生していると思いますが、今回の岡崎市の施策では、どれくらいの規模で、何箇所の餌場を形成し、それによってどの程度の効果が見込まれるのでしょうか。また、その効果の検証はどのようになされるのでしょうか。</p> <p>そもそも岡崎市においては、野生動物は山に餌場がない（足りない）ことで被害を出しているのでしょうか。</p> <p>一般的に野生動物は生息地の餌が豊富な（環境収容力が高い）場合においては繁殖パラメータが向上し、多くの子供を生き育て、個体数を増加させると思います。山に餌を豊富にすることで個体数が増加し、山から多くの野生動物が人里に出てきてしまい、新たな問題が生じる可能性はないのでしょうか。</p>			<p>神奈川県での事例のように「〇〇の郷」として、保護管理区域を設定するものではなく、近年増加している耕作放棄地を活用して、侵入防止柵を設置して保護する圃場と野生動物の被害を許容する圃場のメリハリを付け、特にイノシシやシカをターゲットとして、おおむねの生息域を山奥方向に戻そうとするもので、定着を目的とするものではなく、捕獲対策をしやすい地域に鳥獣被害対象動物を誘引しようとするものです。</p> <p>この対策の成果が認められるようになるには、長い歳月が必要と考えており、出沒・捕獲の対応だけでは根本的な解決に繋がらない現状を将来変えていくことを期待しての取組です。</p> <p>御指摘の神奈川県のように、莫大な予算と労力をかけて本事業の実施は考えておらず、耕作放棄地を活用したひと昔前の里山に戻す取り組みと御理解ください。従って、現時点で餌場の箇所数等明確には計画化しているものではなく、効果の検証としては、遠い将来、市街地辺縁部の出沒回数が減少することを指標としたいと考えています。</p> <p>サルについては、GPS等装着による生息域の調査を実施していることから、専門機関のご助言・御協力をいただきながら、さらに拡充し、群れごとの対策を講じてまいりたいと考えております。</p> <p>将来において、本取組の効果が認められない場合には、植樹した果樹の圃場に侵入防止柵を設置</p>
--	--	--	--	--

					<p>し、収穫に至れば、地域資源を生み出す場所と変化し、この取組の成果として捉えることができ、鳥獣被害対策から耕作放棄地対策の成果にシフトして考えることもできます。</p> <p>お寄せいただいた御指摘の内容は、神奈川県的事例を把握されており、専門的知識がおありとお見受けいたします。本市における農林水産物の鳥獣被害は年々深刻化しており、可能でしたら担当課（農務課、4月からは中山間政策課）にお申し出いただき、御協力を賜れば幸いです。御意見ありがとうございました。</p>
アライグマやヌートリアの防除実施計画の策定	なぜ岡崎市ではアライグマやヌートリアの防除実施計画を策定しないのか。防除実施計画を策定することで、捕獲や運搬に際して特別な許可が不要となり、計画的でスムーズな防除が実施できるはず。	1	第2章 P25	5 特定外来生物及び大型動物に対する生活被害の対策	<p>外来生物法に基づく特定外来生物の防除実施計画の策定については、以前本市でも検討したことがあります。本市のような山間地に隣接した地域ではハクビシン等の特定外来生物に指定されていない動物とアライグマ等の特定外来生物が複合的に被害を発生させているため結果的に鳥獣保護管理法に基づく許可が必要になります。また、現在では鳥獣保護管理法に基づく捕獲であっても止めさしの目的であれば特定外来生物の生きたまの移動が認められるようになったため策定の必要性は薄いと考えます。</p>

